

高松市・塩江町合併協議会
第 5 回 会 議 資 料

日 時：平成 1 5 年 1 1 月 1 0 日（月）

午後 2 時～

場 所：高松市役所 1 3 階大会議室

目 次

(報 告 事 項)

報告第 7 号	建設計画の構成等について -----	1
報告第 8 号	行政制度等の現況調査の整理状況について -----	8

(協 議 事 項)

協議第 5 号	町名・字名の取扱い(協定項目第 1 1 号)について(第 4 回会議提案：継続協議) -----	9
協議第 6 号	慣行の取扱い(協定項目第 1 2 号)について(第 4 回会議 提案：継続協議) -----	1 2
協議第 7 号	特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第 1 5 号)につい て(第 4 回会議提案：継続協議) -----	1 5
協議第 8 号	地方税の取扱い(協定項目第 9 号)について -----	1 7

(そ の 他)

高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について -----	2 4
-------------------------------	-----

報告第7号

建設計画の構成等について

建設計画の構成等を別紙のとおり報告する。

平成15年11月10日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

(別紙)

建設計画の構成

序論

1 合併の考え方

2 計画策定の方針【議案第11号 平成15年8月20日原案承認】

(1) 計画の趣旨

高松市と塩江町の合併後の市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図る。

(2) 計画の構成

合併後の市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成する。

(3) 計画の期間

施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画は、合併後、おおむね10年間について定める。

(4) 計画の区域

原則として塩江町地域を対象とするが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とする。

高松市と塩江町の概況

1 位置と地勢

2 人口と世帯数

(1) 人口と世帯数の推移(国勢調査)

(2) 年齢階層別人口の推移(国勢調査)

(3) 産業別就業者人口の推移(国勢調査)

3 交流人口

通勤通学（国勢調査）

4 広域行政

広域行政の取り組み

基本方針

1 新しいまちづくり

（１）市の将来像

（２）塩江町地域の役割

2 基本目標

建設計画に盛り込む主要事業等を検討していく中で、施策体系を整理し、基本目標を定める。

【例示】

都市基盤、生活環境、教育・文化、保健・医療と福祉、産業、コミュニティ、行財政の効率化

3 施策体系

基本目標に基づき、施策体系を定める。

施策

施策体系に沿って、その基本方向と具体的施策を整理（県事業を含む）

1 事業名

2 事業内容

3 概算事業費（10か年間）

「主要事業等の調査」に基づき検討する。

公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備の検討は、行財政運営の効率化、有効利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮する。

財政計画

建設計画の期間の財政計画を策定する。

財政計画策定上の留意事項【議案第11号 平成15年8月20日原案承認】

財政計画については、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。

【参考 / 両市町の総合計画の概要】

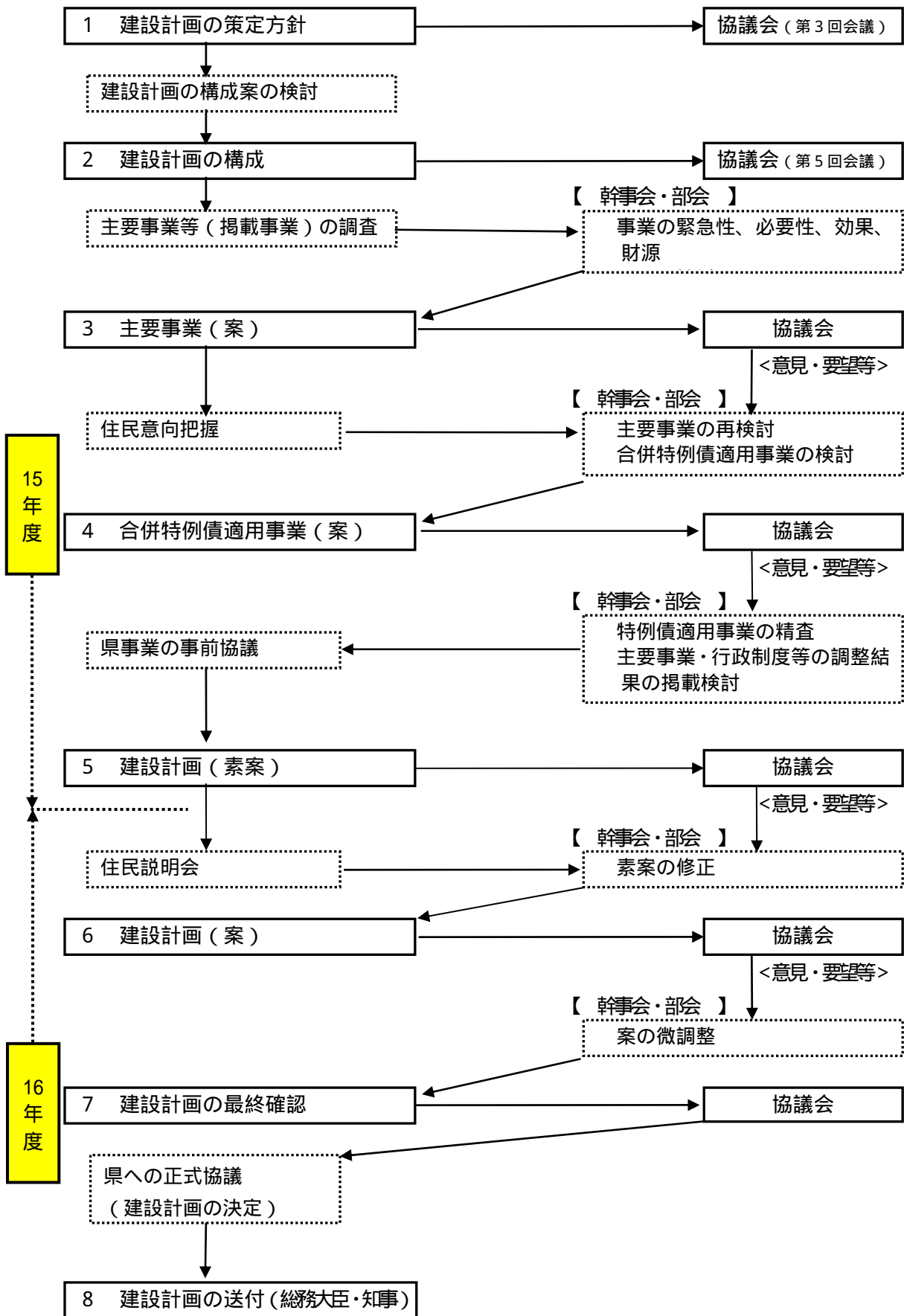
	高松市	塩江町
名 称	新・高松市総合計画	塩江町第2次振興計画
キャッチフレーズ	笑顔あふれる 人にやさしいまち 高松	湯愛(ゆめ)の郷 塩江
計画期間	平成12年度～平成23年度	平成10年度～平成19年度
まちづくりの目標	環境共生型まちづくりへの転換 少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり 心豊かな生活のための場と人づくり 豊かで活力あふれる産業の振興 広域・交流拠点性の強化 地域みずからのまちづくり	自然・共生のまちづくり 環境・快適のまちづくり 福祉・連帯のまちづくり 文化・交流のまちづくり 産業・発展のまちづくり 基盤・充実のまちづくり 町民・参加のまちづくり

建設計画の構成に係る先進地域等の事例

新市建設計画 (さぬき市)	新市建設計画 (東かがわ市)	福山市・新市町合併建設計画	呉市・下蒲刈町合併建設計画	新潟市・黒埼町合併建設計画
<p>1 はじめに (1) 合併の必要性 (2) 計画策定の方針</p> <p>2 新市の概況 (1) 位置・地勢 (2) 面積 (3) 人口・世帯</p> <p>3 主要指標の見通し (1) 人口 (2) 世帯 (3) 就業人口</p> <p>4 新市建設の基本方針 (1) 新市の将来像 (2) 新市建設の基本方針 (3) 地域別整備の方針</p> <p>5 新市の施策 (1) 施策の体系 (2) 施策の方針 健全な心身と思いやりを育む健康・福祉のまちづくり 豊かな自然環境を育み活かすまちづくり 地域の連携・交流を推進する快適都市基盤のあるまちづくり 安全で快適な生活環境を育むまちづくり 様々な産業が育つ創造的なまちづくり 主体性・創造性・生きがいを育む文化・教育のまちづくり 市民参加と連携・交流のまちづくり 新たな豊かさ高度な利便性を増幅する情報化のまちづくり</p> <p>6 新市における香川県事業 (1) 香川県の役割 (2) 新市における香川県事業</p> <p>7 公共施設の統合整備</p> <p>8 財政計画</p>	<p>1 序論 (1) 合併の必要性 (2) 合併に向けての留意点 (3) 計画の策定方針</p> <p>2 新市の概況 (1) 新市の概況 (2) 広域圏における位置付け (3) 地域の特性と課題</p> <p>3 主要指標の見通し (1) 人口 (2) 世帯数 (3) 就業人口</p> <p>4 新市建設の基本方針 (1) 新市の将来像 (2) 新市建設の基本方針 (3) 新市の都市構造</p> <p>5 新市の主要施策 (1) 個性とうるおいのあるまち (2) すべての人にとって利便性の高いまち (3) いつまでも暮らせる安全・安心なまち (4) とともに支えあう共生のまち (5) 人をはぐくみ、人を大切にすまち (6) 魅力・活力とにぎわいのあるまち (7) ともにつくる連携・交流のまち</p> <p>6 新市における香川県事業の推進</p> <p>7 公共的施設の統合整備</p> <p>8 財政計画</p>	<p>1 序論 (1) 合併の必要性 (2) 合併の効果等 (3) 計画策定の方針</p> <p>2 両市町の概況 (1) 位置と地勢 (2) 人口と世帯等</p> <p>3 まちづくりの基本方針 (1) 新しいまちづくりと新市町地域の位置付け (2) まちづくりの方向 (3) 新市町地域の地域別の整備方針 自然共生ゾーン（北部地区） 地域中核拠点ゾーン（南部地区）</p> <p>4 まちづくり計画 (1) いきいきした健康福祉のまちづくり (2) 快適な生活環境づくり (3) 未来を担う豊かな人づくり (4) 豊かな暮らしを支える産業の振興と都市基盤施設の整備</p> <p>5 財政計画</p> <p>6 事業費総括表</p>	<p>1 計画策定の方針 (1) 計画策定の趣旨 (2) 計画の構成 (3) 計画の時期</p> <p>2 呉市・下蒲刈町の概況 (1) 現況 (2) 呉市と下蒲刈町との結び付き (3) 下蒲刈町のまちづくりの特色</p> <p>3 合併の必要性と効果 (1) 合併の必要性 (2) 合併の効果</p> <p>4 まちづくりの基本方針 (1) 新しいまちづくり (2) 呉市の役割 (3) 下蒲刈町の役割 (4) 下蒲刈町地域各地区の特性と土地利用の方針</p> <p>5 まちづくり計画 (1) 保健・医療・福祉の充実 (2) 生活環境の整備 (3) 産業の振興 (4) 道路・交通体系の整備 (5) 教育の充実・文化の振興 (6) 行政運営の効率化</p> <p>6 公共施設の統合整備</p> <p>7 財政計画</p>	<p>1 新潟市・黒埼町合併建設計画の概要 (1) 趣旨 (2) 構成 (3) 期間</p> <p>2 合併の必要性と効果 (1) 合併の必要性 (2) 合併の効果</p> <p>3 まちづくりの基本方針 (1) 新しいまちづくり (2) 黒埼町地域の役割 (3) 黒埼町地域各地区の特性と土地利用の方針</p> <p>4 まちづくり計画 (1) 福祉 (2) 環境・安全 (3) 教育・文化 (4) 産業 (5) 都市基盤</p> <p>5 概算事業費</p> <p>6 財政計画</p>

大船渡市・三陸町合併建設計画書	新市建設計画 新居浜市・別子山村	水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画 (潮来市建設計画)	新市まちづくり計画(仮称) 高知市・鏡村・土佐山村	合併協議会運営の手引きより
<p>1 合併の必要性 (1) 生活圏の拡大と一体化に伴う効率的な行政運営の実現 (2) 住民意識の高まり (3) 三陸沿岸地域の拠点都市の形成</p> <p>2 計画策定の方針 (1) 計画策定の趣旨 (2) 計画の構成 (3) 計画の範囲 (4) 計画の期間</p> <p>3 建設の基本方針 (1) 新しいまちづくり (2) 三陸町地域の役割と整備方針 (1) 役割 (2) 整備方針 (3) 三陸町地域の土地利用</p> <p>4 建設計画 (1) 豊かさが実感できる都市環境づくり (2) 魅力と活力あふれる地域産業づくり (3) 健康とやさしさに満ちた福祉社会づくり (4) 文化の香り高い生涯学習のまちづくり</p> <p>5 公共施設の適正配置</p> <p>6 財政計画</p>	<p>1 序論 (1) 合併の必要性 (2) 計画策定の方針</p> <p>2 新居浜市・別子山村の概況 (1) 位置と地勢 (2) 人口と世帯 (3) 産業の推移と動向</p> <p>3 建設の基本方針 (1) 建設の目標 (2) まちづくりの方向 (3) 別子山村地域の役割と整備方針 (4) 新居浜市地域の役割と整備方針 (5) 土地利用構想</p> <p>4 新市の施策 (1) 自然環境の保全と活用 (2) 都市基盤の整備 (3) 生活環境の整備 (4) 保健・医療と福祉の充実 (5) 教育・文化・スポーツの充実 (6) 産業の振興 (7) 定住促進事業</p> <p>5 施設の配置方針</p> <p>6 財政計画</p>	<p>1 序論 (1) 合併の必要性 (2) 計画策定の方針 (1) 計画の趣旨 (2) 計画の構成 (3) 計画の期間</p> <p>2 2町の概況 (1) 位置と地勢 (2) 人口と世帯</p> <p>3 建設の基本方針 (1) 建設の目的 (2) まちづくりの方向 (3) 土地利用構想</p> <p>4 建設計画 (1) 都市基盤の整備 (2) 生活環境の整備 (3) 教育・文化の振興 (4) 保健・医療と福祉の充実 (5) 産業の振興 (6) コミュニティの推進 (7) 行財政の効率化</p> <p>5 公共施設の統合整備</p> <p>6 財政計画 (1) 前期財政計画 (2) 後期財政計画</p>	<p>1 合併の必要性 (1) 社会背景 (2) 合併の効果</p> <p>2 計画策定の方針 (1) 計画策定の方針 (2) 計画の構成 (3) 計画の期間</p> <p>3 新市の概況 (1) 位置と地勢 (2) 面積 (3) 人口・世帯数 (4) 就業者数</p> <p>4 まちづくりの基本方針 (1) 地域特性と課題 (2) まちづくりの方向 (3) 土地利用 (4) 公共施設等の配置</p> <p>5 主要施策 (1) 新しい価値を創造発信するまち (2) いきいきと輝き安心して暮らせるまち (3) 環境と共生する安全で快適なまち</p> <p>6 財政計画</p>	<p>1 序論 (1) 合併の必要性 (1) 生活圏の拡大と一体化に伴う効率的・計画的な行政の実現 (2) 地方分権の進展と行財政基盤の強化 (3) 地域の地方中心都市の形成</p> <p>(2) 計画策定の方針 (1) 計画の趣旨 (2) 計画の構成 (3) 計画の期間</p> <p>2 2市の概況 (1) 位置と地勢 (2) 人口と世帯</p> <p>3 建設の基本方針 (1) 建設の目標 (2) まちづくりの方向 (3) 土地利用構想</p> <p>4 建設計画 (1) 都市基盤の整備 (2) 生活環境の整備 (3) 教育・文化の振興 (4) 保健・医療と福祉の充実 (5) 産業の振興 (6) コミュニティの推進 (7) 行財政の効率化</p> <p>5 公共的施設の統合整備</p> <p>6 財政計画 (1) 前期財政計画 (2) 後期財政計画</p>

建設計画策定のスケジュール（案）



行政制度等の現況調査の整理状況について

高松市及び塩江町の行政制度や各種事務事業の現況調査について、その整理状況を次のとおり報告する。

平成 15 年 11 月 10 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

1 第 1 回調査（行政制度・事務事業項目の洗い出し）

（1）調査開始日 平成 15 年 7 月 10 日

（2）調査終了日 平成 15 年 8 月 22 日

2 第 2 回調査（現況調査）

（1）調査開始日 平成 15 年 9 月 5 日

（2）調査終了日 平成 15 年 10 月 20 日

3 整理状況

部 会 名	項 目 数	部 会 名	項 目 数	部 会 名	項 目 数
総務	184	都市開発	48	監査	3
企画財政	207	土木	112	公平	1
市民	151	消防	24	選挙	62
健康福祉	438	水道	80	農業委員会	25
環境	50	教育	281	議会	33
産業	111	文化	71	合 計	1,881

この表の項目数は、第 1 回調査時のものであり、今後の調整作業に伴う統合・分離により、増減することがある。

協議第5号（第4回会議提案：継続協議）

町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について

町名・字名の取扱い（協定項目第11号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成15年9月26日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第11号	町名・字名の取扱いについて
<p>塩江町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、「塩江町上西甲」、「塩江町上西乙」、「塩江町安原上」、「塩江町安原上東」、「塩江町安原下」、「塩江町安原下第1号」、「塩江町安原下第2号」、「塩江町安原下第3号」とする。</p>		

平成15年11月10日 確認

協議事項説明資料

協定項目第 1 1 号	町名・字名の取扱いについて	
1 現況		
高 松 市		塩 江 町
<p>1 高松市の住所表示は、次の 2 種類ある。</p> <p>(1) 土地の地番を使用し、「 番地 」と表示する町名 高松市屋島西町 1234 番地 12 など</p> <p>(2) 住居表示に関する法律に基づき、街区方式による住居表示が実施され、街区符号と住居番号による「 番 号 」により表示する町名 高松市番町一丁目 2 番 3 号 など</p>	<p>1 塩江町の住所表示は、次のとおりである。 塩江町 <u>大字上西甲</u> 1234 番地 12 など (大字)</p> <p>2 塩江町の大字は、次のとおりである。 上西甲 上西乙 安原上 安原上東 安原下 安原下第 1 号 安原下第 2 号 安原下第 3 号</p> <p>3 参考(合併後) 高松市 <u>塩江町上西甲</u> 1234 番地 12 (町名)</p>	
<p>2 先進地域の事例</p> <p>新潟市 黒埼町の町字名については、黒埼町の意向を尊重する。ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。</p> <p>潮来市(つくば市、新発田市は、同様) 潮来町及び牛堀町の字の区域及び名称は、現行どおりとする。</p> <p>大船渡市 三陸町の区域の大字は、「三陸町綾里」、「三陸町越喜来」、「三陸町吉浜」とし、「大字」は表示しないこととする。 字は、現行のとおりとする。</p> <p>新居浜市 町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山村に置き換える。</p> <p>さぬき市 志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市」に置き換える。</p>		

3 参考

地方自治法

(市町村内の町又は字の区域)

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

手続

本条の処分は、合併の日に行うものであり、手続は、次のとおりである。

高松市長の提案

高松市議会の議決

知事への届出

知事の告示

効力発生

合併の日の施行を考えれば、合併の日を高松市長が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分をせざるを得なく、同日に知事に届出、同日に告示することになる。

大字を表示しない場合も本条の手続が必要

旧市町の字の区域及び名称をそのまま新市町の字の区域及び名称とする場合は、本条の手続を要しない。

(例 高松市塩江町大字上西甲 1234 番地 12)

住居表示上、「大字」を単に「」と変更するなど、大字や小字を表示しないとする場合は、「大字」が固有名詞と考えられるので、本条の手続が必要となる。

協議第 6 号（第 4 回会議提案：継続協議）

慣行の取扱い（協定項目第 1 2 号）について

慣行の取扱い（協定項目第 1 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。



平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 2 号	慣行の取扱いについて
1	市章	高松市の市章を用いるものとする。
2	市民憲章	高松市の市民憲章に統一するものとする。ただし、塩江町の町民憲章については、その趣旨を尊重して、塩江地区のまちづくりの共同目標として継承していく。
3	都市宣言	高松市の都市宣言に統一するものとする。
4	市木及び市花	高松市の市木及び市花を用いるものとする。ただし、塩江町の町木及び町花については、塩江地区の推奨の木及び花とする。

平成 1 5 年 1 1 月 1 0 日 確認

協議事項説明資料

協定項目第12号		慣行の取扱いについて	
1 現況			
区分	高松市		塩江町
市町章	 <p>中央に配した「高」の字体は、旧藩時代の御用船ののぼりに用いられたもので、外郭の松葉は、「松市」に通わせたもの。色を変えない松の緑に市の悠久繁栄を祈念したもの。 (明治27年4月27日制定)</p>		 <p>塩江町の「し」の字の図案化により、塩江町を表し、町の発展・進歩、円形により町民の融和と団結を表している。 (昭和38年4月1日制定)</p>
市町民憲章	<p>高松市民のねがい</p> <p>緑明るい栗林公園 瀬戸のさざ波呼ぶ屋島 わたくしたちは 美しい自然と歴史にはぐくまれ あすにのびゆく高松市民です 四国の中心高松市を いっそう明るく住みよいまちにすることは わたくしたちみんなのねがいです そのために わたくしたちは誓って次のことにつとめます</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自然を愛し 清潔で美しいまちづくり 1 人の立場を大切に 迷惑をかけないまちづくり 1 家庭を明るく 青少年をのばすまちづくり 1 健康なからだと 心にうるおいのあるまちづくり 1 働く汗を尊び 力をあわせ 平和で豊かなまちづくり 		<p>塩江町町民憲章</p> <p>わたしたちは、美しい自然と歴史に満ちたふるさと塩江を愛し力を合わせて、豊かで明るく住みよい町をつくりあげるためこの町民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ふるさと塩江を愛し、勇気と誇りを持って、生きがいのある町をつくりまします。 1 働くことに喜びをもち、力を合わせて、活力のある豊かな町をつくりまします。 1 感謝する心と、思いやりの心に満ちた、幸せな町をつくりまします。 1 歴史と伝統を大切に、みんなで学び合う、教育と文化の町をつくりまします。 1 スポーツに親しみ、心と体を鍛え、健康で明るい町をつくりまします。

都市宣言	世界連邦都市宣言（昭和 32 年 11 月 18 日宣言） 交通安全都市宣言（昭和 37 年 2 月 20 日宣言） 環境美化都市宣言（昭和 54 年 9 月 19 日宣言） 非核平和都市宣言（昭和 59 年 12 月 24 日宣言） 人権尊重都市宣言（平成 5 年 3 月 24 日宣言） 男女共同参画都市宣言（平成 9 年 12 月 18 日宣言）	非核平和宣言（昭和 59 年 12 月 21 日宣言） 人権尊重の町宣言（平成 5 年 3 月 8 日宣言）
市町木	黒松（昭和 58 年 1 月 1 日制定）	やまざくら（平成 8 年 9 月 30 日制定）
市町花	つつじ（さつきを含む）（昭和 58 年 1 月 1 日制定）	合歡（ねむ）（昭和 38 年 4 月 1 日制定）

2 先進地域の事例

新潟市

- 1 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町民憲章については、黒埼地区の憲章として継承していく。
- 2 市民歌は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。
- 3 市の木、市の花は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。
- 4 消防出初式は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼地区の出初式も別々に実施する。
- 5 成人式は、新潟市の制度に統一する。

大船渡市

大船渡市は、合併後早期に制定委員会を設置し、花木鳥、産物、憲章等について検討する。
三陸町の憲章等は、三陸町区域において長く伝承していくものとする。

福山市

福山市章、福山市民憲章及び福山市の「市の花」「市の木」を適用するものとする。
ただし、内海町の木である「ウバメガシ」については、推奨の木とするものとする。

新居浜市

- 1 市章 新居浜市の市章を用いるものとする。
- 2 名誉市民制度等 名誉市民制度及び表彰制度は、新居浜市の制度に統一する。
- 3 市民憲章等 新居浜市の市民憲章等を用いるものとする。
- 4 市の歌 新居浜市の歌を用いるものとする。
- 5 市花・市樹 新居浜市の市花・市樹を用いるものとする。

協議第7号（第4回会議提案：継続協議）

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成15年9月26日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第15号	特別職の職員の身分の取扱いについて
塩江町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。		

平成15年11月10日 確認

協議事項説明資料

協定項目第 1 5 号		特別職の職員の身分の取扱いについて		
1 現況				
区 分	任 期		報 酬	
	高松市	塩江町	高松市	塩江町
市町長	平成 19 年 5 月 1 日	平成 16 年 3 月 30 日	1,133,000 円	770,000 円
助 役	平成 19 年 9 月 27 日	平成 17 年 7 月 31 日	915,000 円	577,000 円
	平成 16 年 9 月 25 日			
収入役	平成 19 年 9 月 27 日	-	791,000 円	546,000 円
教育長	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 10 月 31 日	745,000 円	520,000 円
2 先進地域の事例				
新潟市（大船渡市、つくば市、呉市、新居浜市、新発田市は、同様）				
黒埼町の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。				
潮来市				
牛堀町の常勤の特別職の職員（三役及び教育長）の取扱いについては、両町の長が協議して定めるものとする。				
福山市				
内海町の常勤の特別職の職員については、福山市及び内海町の長が別に協議して定めるものとする。				
内海町の行政委員会は廃止し、非常勤の特別職の職員については、引き継がないものとする。				
廿日市市				
佐伯町及び吉和村の、常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、3市町村の長が別に協議して定めるものとする。				
佐伯町及び吉和村の、非常勤の特別職の身分の取扱いについては、それぞれの職の設置の必要性を検討し、調整を行うものとする。				

協議第 8 号

地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について

地方税の取扱い（協定項目第 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 15 年 11 月 10 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

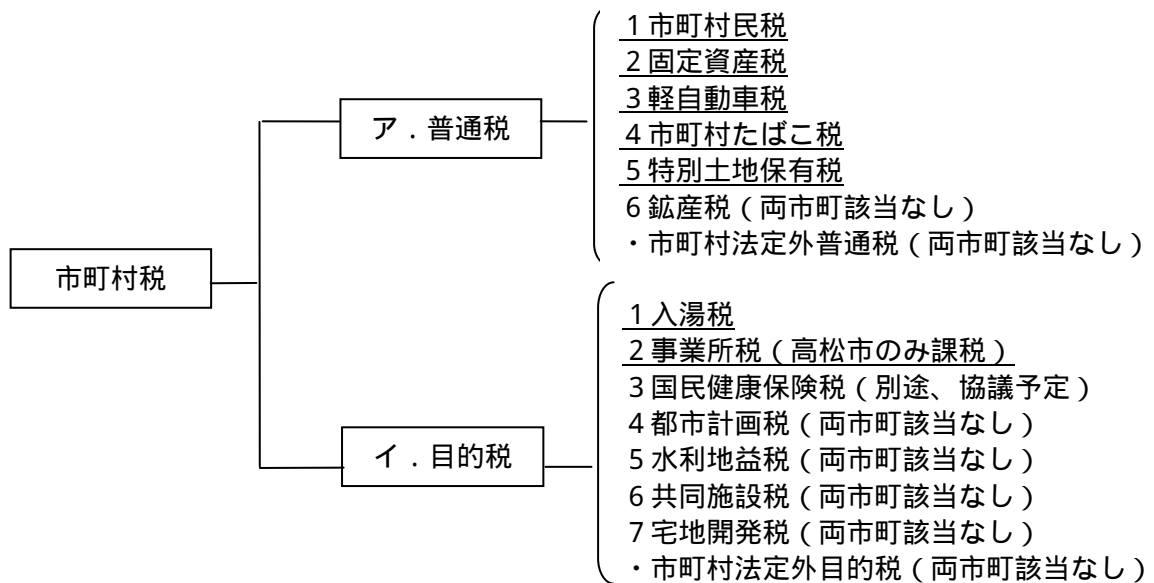
協定項目	第 9 号	地方税の取扱いについて
<p>地方税は、高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、塩江町に係る個人市・町民税、法人市・町民税、軽自動車税、事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 個人市・町民税の均等割の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。2 法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。3 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。4 事業所税については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、課税を免除する。		

平成 年 月 日 確認

地方税の概要について

現行の地方税法上、市町村が課税することができるのは、いわゆる法定普通税として6種類、法定目的税として7種類のほか、法定外普通税及び法定外目的税がある。

普通税とは、その使いみちが特に定められておらず、地方公共団体等の一般経費に充てられる税金で、目的税とは、その使いみちが特に定められている税金で、例えば、入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として課税される。



ア. 普通税

1 市町村民税

(1) 個人市町村民税

個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額などが共通であるため、納税義務者の便宜を図る観点から市町村がこれらを併せて課税している。

均等割

均等割は、所得金額の多少にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、50万人以上の市が年額3,000円、5万人以上50万人未満の市が年額2,500円、その他の市町村が年額2,000円となっている。

なお、個人県民税の税率は年額 1,000 円である。

所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%となっている。

(2) 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

均等割

均等割は、所得の有無にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業者数に応じて11段階に分かれており、(5万円から300万円)、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

法人税割

法人税割は、法人税額(国税)を基礎として算定する。

標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっている。

[参考]

標準税率.....地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率として法定されている税率。

制限税率.....地方団体が課税する場合に、超えてはならないものとして法定されている税率。

一定税率.....地方団体が課税する場合に、これ以外の税率によることができないとして法定されている税率。

2 固定資産税

固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評価した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は1.4%、制限税率は2.1%となっている。

3 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

標準税率は、車種、総排気量などに応じ、1台当たり1,000円から7,200円までの年額で定められており、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

4 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は、一定となっており、1,000本につき2,977円(旧3級品については、1,000本につき1,412円)となっている。

5 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的な取得や保有を抑制し、土地の有効利用を図ることを目的とした税で、保有分(土地の所有者に課するもの)と取得分(土地の取得者に課するもの)の2種類がある。

ただし、平成15年度より新規課税は凍結されている。

イ. 目的税

1 入湯税

入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として、鉱泉浴場における入場行為に対して課税する。

標準税率は、入湯客1人1日につき、150円となっている。

課税免除の対象施設 [自治省通知(昭和53年4月)]

- ・市町村が、地域住民の福祉向上を目的として設置した施設
- ・日帰りで、利用料金が概ね1,000円の鉱泉浴場施設

2 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に充てることを目的として、従業者数が100人を超える事業所又は床面積が1,000㎡を超える事業所に対して課税される。

なお、一定税率(資産割は床面積1㎡につき600円、従業者割は従業者給与総額の100分の0.25)であるが、人口30万人以上の市等において課税されるもの。

(参考)

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

第2項及び第3項 省略

地方税の取扱い(協定項目第9号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、不均一課税を行った市 8市

不均一課税を行った8市の当該措置期間 合併年度のみ 2市/合併年度+3年度 4市/合併年度+5年度 1市/その他 1市

新潟市

地方税は、新潟市の制度に統一する。

ただし、住民税の個人均等割、都市計画税及び事業所税については、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税を実施する。

入湯税に関しては、福祉向上を図るために設置された「黒埼荘」での入湯については課税免除とする。

呉市

地方税は、呉市の制度に統一する。

ただし、両市町で税率の異なるものについては、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。

福山市

地方税は、福山市の制度に統一するものとする。

ただし、個人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、均等割の税率は、福山市は2,500円/年に、新市町は2,000円/年とする。

法人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、法人税割の税率は、福山市は14.7%に、新市町は14.5%とする。ただし、福山市に支店、営業所等がある法人を除く。

都市計画税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。

事業所税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。

納税組合奨励金については、合併年度に限り、現行のとおりとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地方税の取扱い（協定項目第9号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市 11市のうち、地方税の取扱いについて確認した5市で、不均一課税を行った市 5市

不均一課税を確認した5市の当該措置期間 合併年度のみ 1市 / 合併年度+2年度 1市 / 合併年度+5年度 1市 / その他 2市

秋田市

地方税および関連制度については、秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、1市2町において税率等の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 個人市町民税の均等割については、合併翌年度から秋田市の制度に統一する。
- 2 法人市町民税の均等割および法人税割については、合併年度およびこれに続く3年度に限り 不均一課税を実施する。
- 3 固定資産税については、合併年度およびこれに続く4年度に限り 不均一課税を実施する。
- 4 事業所税については、合併年度およびこれに続く3年度に限り 課税免除を実施する。

長崎市

地方税は、長崎市の制度に統一するものとする。

ただし、個人市 町民税、法人市 町民税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 個人市 町民税の均等割については、合併年度及びこれに続く5年度に限り 不均一課税を実施する。
- 2 法人市 町民税の法人税割については、合併年度及びこれに続く5年度に限り 不均一課税を実施する。
- 3 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り 課税免除を実施する。

鹿児島市

地方税については、鹿児島市の制度に統合するものとする。

ただし、個人市民税の均等割及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く2か年度に限り不均一課税とする。

なお、新たに課税される吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げるものとする。

注 / 秋田市・岐阜市・高知市・長崎市・鹿児島市

4 その他

(1) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

ア 第6回会議

(ア)日時 平成15年12月8日(月)午前10時

(イ)場所 高松市役所 13階 大会議室

イ 第7回会議

(ア)日時 平成16年 1月16日(金)午後1時30分

(イ)場所 塩江町役場 2階 大会議室